

与那原町ふるさと寄附金返礼品等提供事業者に関する募集要項

1. 業務の目的、内容

ふるさと納税制度を通して与那原町に寄附を行っていただいた方へ、感謝の意と共に与那原町の魅力を発信し、更なる寄附を促進するため、寄附者に対するお礼の品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者及び返礼品を下記のとおり募集します。

2. 応募資格

原則として、町内に本社、または主たる事業拠点や工場等がある法人、個人

※ただし、オリオンビールや沖縄そばのように、平成31年総務省告示第179号第5条第8号ハに基づき、沖縄県が県の地域資源として認定した返礼品に関して、与那原町が当該返礼品の認定市町村である場合、これらの返礼品を取り扱う事業者はこの限りではない。

3. 返礼品の要件

次の(1)～(6)に掲げる要件をすべて満たしている物品や役務（サービス）等であること。

- (1) 与那原町の魅力を発信する与那原町ふるさと納税返礼品としてふさわしいもの。
- (2) 町内で製造、加工、販売、採取、提供などを行っているもの。
- (3) 飲食物は、商品到着後5日程度の賞味期限が保証されているもの。
- (4) 役務（サービス）については、町内でのみ提供され、ふるさと納税返礼品としての基準を満たしているもの。
- (5) 中間事業者からの返礼品等の発注に対し、速やかに発送対応等ができるもの。
限られた期間で発注が集中する可能性もあり、その対応が可能な体制が構築されていること。
ただし、返礼品等の性質や生産量、収穫時期等の制限により、即時対応が困難なものについては、その旨を明示すること。
- (6) 品質及び数量の面において、安定的な供給が可能であるもの。
ただし、期間限定・季節限定・数量限定等については供給可能な範囲で登録することができる。その場合は、おおよその予定や提供開始・終了時期等について、中間事業者と密に連携し、連絡・調整が適時行えること。
- (7) 返礼品に関して何らかの問題が生じたときは、全て当方の責任において代替品の納品、その他適切な措置をとること。

4. 応募方法

返礼品の提供をご検討される場合は下記の担当課宛にお電話またはメールにてご連絡ください。

○担当課：与那原町役場 ブランド推進課

○TEL：098-945-5323

○E-MAIL：furusato-nouzei@town.yonabaru.lg.jp

- ・メール件名「与那原町ふるさと寄附金返礼品等提供者の申込について」
- ・本文記載事項：①事業者名 ②部署名 ③担当者氏名 ④電話番号 ⑤メールアドレス
⑥登録を希望するお礼品の概要等

5. 返礼品の採用

応募資格や返礼品の要件等を元に、総務省告示第179号第5条や令和5年6月27日付け総税市第65号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」によって通知された「地場産品基準（告示第5条関係）(1)(2)」の基準を満たしたものであることを確認後、正式に本町返礼品として採用する。

6. 返礼品の取扱の停止

次の場合は、返礼品の登録を解除し、取扱を停止する。

- (1) 返礼品提供事業者が、本町に登録解除を申し出たとき。
- (2) 「2. 応募資格」、「3. 返礼品の要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 国が認めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと本町が判断したとき。
- (4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。
- (5) 登録内容に虚偽があったとき。
- (6) 本町又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、または損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (7) 返礼品に関して寄附者からクレームが寄せられた際の返礼品提供事業者の対応に重大な不備や怠慢があると本町が判断したとき、又は、同様のクレームが多発したとき。
- (8) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

7. 個人情報の保護

- (1) 返礼品提供事業者は業務を履行するにあたり、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「与那原町個人情報の保護に関する法律施行条例」のほか、関係法令を遵守すること。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品発送以外の目的で使用しないこと。
- (3) 返礼品の業務に関して、知りえた秘密を第三者に開示しないこと。
- (4) 上記について、事務局から関係書類の提出を求められた場合には、誠意をもって対応すること。

8. 留意事項

返礼品等に対する苦情や発送事故等があった場合は、誠意をもって丁寧に対応するとともに、速やかに中間事業者へ報告を行うこと。なお、品質不良等に対する補償や苦情等対応については、適切に対応すること。

9. 損害賠償

返礼品提供事業者に、虚偽の申請、遵守すべき法令等違反、もしくは契約内容に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行等の事由があった場合、それにより本町に損害（ふるさと納税に係る指定制度の解除等を含む）を与えた場合、本町は当該返礼品提供事業者に対して、生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

担当課: 与那原町役場 ブランド推進課

[TEL:098-945-5323](tel:098-945-5323)

E-MAIL: furusato-nouzei@town.nishihara.lg.jp